

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合
ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング） 議事要旨

1. 日 時 令和6年9月13日（金）16:00～17:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

吉川 圭子 環境省水・大気環境局環境管理課長
本田 邦彦 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 課長補佐
三原 利教 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 課長補佐
小川 力也 デジタル庁国民向けサービスグループ e-Gov 班企画官

(2) ワーキングチームメンバー

永富 直樹 山口県総合企画部長
(代理 デジタル推進局デジタル政策課 田村課長)
伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長
深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長
浦上 哲朗 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
犬丸 淳 総務省自治行政局住民制度課長
(代理 住民制度課 藤本理事官)

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、環境省より説明。>

<e-Gov の概要について別紙資料に基づき、デジタル庁より説明>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

① 各種環境法令に基づく申請・届出に関し、国、都道府県、市町村における、業務の実態（頻度、量、事務の態様等）をご教示ください。

（廃棄物関係）

- ・ 廃棄物は、不要なものとしてぞんざいに扱われないように、地方自治体の長の許可を受けた者だけが他人が排出した廃棄物の収集や処分ができるとしている。
 - ・ 許可の際、申請書類と添付書類を自治体に提出し、各自治体が審査し、条件を満たすものであれば許可することになる。
 - ・ 自治体の区域をまたいで廃棄物を取り扱う事業者は、それぞれの自治体の許可が必要となる。また、原則として5年ごとに許可の更新手続が必要となる。
 - ・ 産業廃棄物処理施設の設置も廃棄物の収集や処分と同様に地方自治体の長の許可が必要であり、申請書類や添付書類を自治体に提出し、審査を受ける。添付書類がかなり多岐に渡ることから、各自治体は慎重に審査しており、申請書類や添付書類の補正が多く発生していると聞いている。
- 申請の様式やデータ項目は各団体で異なっているか。

- ・ 省令で様式は示しているが、一部の自治体では独自様式を使っていると聞いている。独自様式を使っている、様式が違うということだけで受付しないということがないように、助言はしている。

(水・大気等関係)

- ・ 分権提案されている法令は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法等がある。これらの法令により届出の対象施設等が規定され、届出先は都道府県知事、保健所設置市長が基本である。
 - ・ 手続の種類態様によって、頻度は異なるが、一番多いのは、騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書で、全国で年間約 9 万件。年間 1 万件以上の手続は、騒音規制法の届出、振動規制法の届出、土壌汚染対策法の届出、ダイオキシン特措法の測定結果の報告、大気汚染防止法の特定粉塵排出等作業等の届出がある。1 万件以上のものでも、自治体ごとにみれば、年数回しか届出がない市町村もあれば、都市部の自治体は工事が多いので、多く届出があると推察する。
 - ・ 手続の実態としては、届出者が 各行政機関の窓口へ届出書を持参するか、電子メールで送り、メール等で送れない書類については持参する場合もあると聞いている。また、届出の際に補正を求めたり、公害防止等の観点からアドバイスすることもあると聞いている。
 - ・ 持参が基本になっていると認識しているが、環境省としては、メール等で受け付けることも推奨しており、自治体に、本人確認の方法を柔軟にするなど、事業者配慮するよう、通知している。
- 届出の様式やデータ項目は各団体で異なっているか。
- ・ 省令では様式を示しているが、各団体で微妙に違うところが多い。また、条例による横出し規制がある場合には、省令の様式に追加で届出をしてもらうこともある。

② 地方自治体における、環境法令に係る申請・届出システムの導入状況を把握されているでしょうか。把握されている場合は導入状況をご教示ください。

(廃棄物関係)

- ・ 廃棄物関係の許可事務は、129 の自治体を実施している。R3 年度のアンケート結果では、各自治体は、ウェブ申請、電子メール、郵送、対面等、様々な方法で申請を受け付けている。
 - ・ ウェブ申請は、汎用的な電子申請システムを利用している模様。
- 審査・許可を処理、管理するための業務システムは存在しているか。
- ・ e-TUMO を申請・届出等システムとして採用した事例について、到達、審査、文書管理システムと連携しているケースがあると認識しているが、現時点の詳細は把握していない。

(水・大気等関係)

- ・ 令和 3 年のアンケート調査によれば、電子メールでの受付に対応している団体は、ほぼ 100% だったが、申請システムを整備しているところは、9 団体ほどしかなかった。

- ③ 環境法令に係る申請・届出システムの共通化を進める上で、どのような方式が考えられますか。たとえば、e-Gov を活用することが考えられますが、その場合、e-GOV では実現できない、地方自治体側の要望に対し、どのように対応していく考えでしょうか。

(廃棄物関係)

- ・ 重点計画において、環境省で独自開発するのではなく、e-Gov 利用が大前提とされているが、e-Gov で利用可能な機能について、原課独自で検証環境による検証を実施し課題を把握している。地方自治体の計画や機能等については、はっきり説明を受けていないので、回答が難しい。

(水・大気等関係)

- ・ 環境省が独自開発するのではなく、e-Gov を活用するのが基本。
- ・ 申請に対する補正機能、過去の届出の参照機能は、e-Gov に不足する機能と聞いており、申請者側のパソコンに保管できるようなシステムを作ってカバーすることができないかとの議論から、分権提案の一次回答でインターフェースになる独自システムについて記載させていただいた。地方自治体側から、さらにクラウド上に保管し、過去の届出の参照や施行状況調査の届出に活用できるよう文書管理することが必要である等、様々な要望をいただいており、そうした要望に応えるためには、e-Gov 側に機能を追加する必要があると認識している。

(e-Gov)

- ・ e-Gov の概要は、別紙のとおり。各省から相談を受ければ説明をしてきたが、能動的に説明会を開催はしていない。
- ・ 今年 8 月にシステム更改を行い、運用開始した。
- ・ e-Gov の各種機能は疎結合で構築し、API 連携できるモダンな構成となっており、電子申請書の作成支援ツールも、各省向けに提供している。
- ・ 審査支援サービスの機能として、申請の補正、電子納付も用意している。行政文書の管理については、デジタル庁が運用している電子決裁システム（EASY）と連携しており、一時的な文書の保管はできるが、過去の届出の長期間にわたっての保存は、各利用主体に委ねるべきとの議論もあるので、留意が必要。
- ・ 規制改革会議から、自治体も利用できるようにすべきとの指摘を受け、国土交通省と協力して、一部自治体が e-Gov の審査支援サービスなども活用しながら、道路占有許可のオンライン手続きについて試行している。電子決裁システムの自治体への提供はまだ整理ができておらず、ローカルに落として文書管理するようお願いしている。
- ・ アカウントに関する機能は 4 月から新たにリリースした道路占有許可の試行時は間に合わず暫定的に G ビズ ID を自治体の方に発行してもらって、試行している。
- ・ e-Gov の審査支援サービスを自治体が利用できるよう、アカウントの管理や利用者権限を付与できる機能を、今年度、整備している。仕様をご確認いただき、要望に合致しているか、利用に供せるものか、検討していただければと考えている。

- ・ 自治体を含め、利用者の声を聴きつつ汎用性があり有効な場合に機能増強をしていきたい。
- 手数料の支払いの仕組みと連動できるとよい。

④ 環境法令に係る申請・届出システムの共通化を進める上で、どのような課題が考えられますか

(廃棄物関係)

- ・ DX 人材、現場の業務を理解し、システム化できる人材の不足。e-Gov に申請・届出等の業務に必要な機能が実装されているか、まず全国共通のシステムとして、次に、共通システムの上に構築する地方自治体対応のシステムとして、業務面・システム面から評価する必要がある。

(水・大気等関係)

- ・ 地方自治体は、メールでの申請を可能にしている団体が多いので、新たにシステムを作るニーズが本当に多くの自治体から出てくるのかどうか。
- ・ 条例による横出しや上乗せは、環境法令ではよくあり、共通的なシステムでどう吸収するのか、課題であると認識している。
- ・ また、データの蓄積性、自治体の文書管理システムとのやり取りや、人事異動に伴う管理者権限の譲渡機能も課題であると認識している。

- 環境法令の申請や届出は、添付書類が多く、指導等のため、ほぼ永年保存せざるを得ないことから、書庫が手狭になっているのが自治体の現状でないか。
- 電子化することで、こうしたスペース確保の問題の解消につながることを期待される一方で、図面も多いので、自治体側が利用する画面等のハードウェアも意識する必要がある。
- 本日のヒアリングはあがった課題を今すぐ解決する場ではない。環境省とデジタル庁の e-Gov 担当との間のコミュニケーション、さらには利用する地方自治体や事業者とのコミュニケーションが必要。今回、共通化の候補とし、その旗印の下で、みんながよりよい方向に議論することとしてはどうか。

以上